

恵那市公式キャラクター

エーナ

デザイン使用マニュアル



恵那市

平成29年11月

* エーナのプロフィール *



名前 エーナ
誕生日 10月25日（合併の日）
年齢 ひみつ。（人間とは成長の仕方がちがうんだって）
好き 人と遊ぶことが好き
趣味 さんぽ。
性格 元気いっぱい。ちょっとおませさん。

エーナは、豊かな自然のエネルギーから生まれた妖精です。

市内をぶらぶらお散歩しています。

「恵那は え～ナ！」ってよく言うなど、語尾に「ナ」を付ける口癖があります。

* エーナの誕生物語 *

恵那市が合併したころのお話。合併した恵那市は今まで以上に自然が豊になり、自然のエネルギーに満ちあふれていました。あふれたエネルギーは、ある「イガ栗」へと集められました。そのイガ栗は大きなエネルギーをためたまま、長い眠りについたのです。そして何年か過ぎた、ある日。突然、イガがわれて中から出てきたのが、『エーナ』でした。

* エーナの特徴 *

頭：全体は栗きんとんの形。てっぺんは青い山脈の恵那山をイメージ。

目：栗の形。

眉：イガの形。

服：坂折の棚田をイメージ。上から、苗の緑、稲穂の黄色、田の神祭りの灯りのオレンジをイメージしています。

市の花「ササユリ」を頭の飾りに、市の木「ハナノキ」はしっぽになっています。

〇はじめに

このデザイン使用マニュアルは、恵那市公式キャラクター「エーナ」を正しく使用していただくために作成したものです。

「エーナ」が市民に親しまれるキャラクターになるよう、様々な場面でご活用いただきますようお願いいたします。

〇キャラクターの使用について

* キャラクターに関する一切の権利は、恵那市に帰属します。

* キャラクターを使用する場合は、恵那市の許可が必要です。

* 以下に該当するときは、使用を許可しません。

- ・ キャラクター又は市のイメージを損なうおそれのあるとき。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。
- ・ 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・ その他、キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

* 使用の特例

次のいずれかに該当するときは、恵那市の許可を受けなくても使用することができます。

- ・ 恵那市が使用するとき。
- ・ 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- ・ 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- ・ 著作権法で認められている私的使用に該当するとき。
- ・ 市長が適当と認めるとき。

○使用許可の流れ

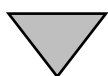
1. 使用許可申請書の提出（窓口へ持参 又は 郵送）

提出書類：恵那市公式キャラクター使用許可申請書

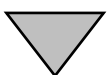
添付資料：内容がわかる企画書、製品の見本、広告などの原稿

申請者の概要がわかるもの

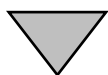
その他必要と認められるもの



2. 受付



3. 審査（受付から2週間程度）



4. 使用許可通知 又は 使用不許可通知の交付

- * 使用に係る物件の完成見本ができたときは、速やかに現物（ホームページや広告などは印刷したもの、提出が困難なものは写真）を提出してください。
- * 使用許可は恵那市が著作権を有する「エーナ」の使用を許可するものであり、使用許可通知を受けた者に何らかの権利を発生するものではありません。
- * 商標、意匠等の登録出願をしてはいけません。
- * 恵那市は、使用者がキャラクターの使用によって自らが受け、又は第三者に対して与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。

問合せ先・提出先

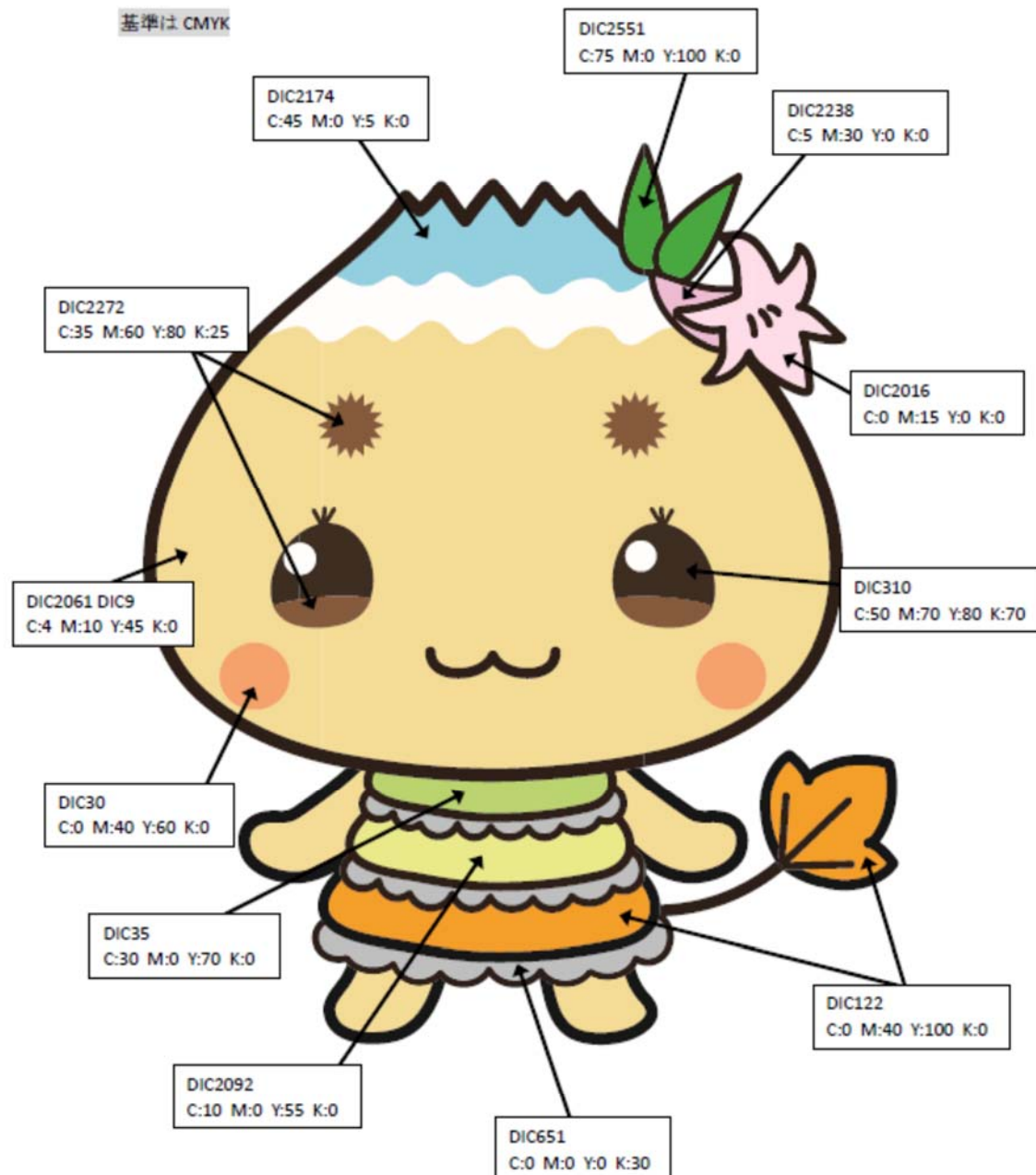
恵那市商工観光部観光交流課

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

Tel : 0573-26-2111 / Fax 0573-26-2861

○デザインの色指定

エーナの色を変更することはできません。このマニュアルで示している指定色で请使用してください。



○注意事項

次にあげる注意事項を守り、正しく使用して下さい。

* 名称の表示

エーナを使用する場合はイラストの近傍に「恵那市公式キャラクターエーナ」と必ず表示してください。

名称とイラストを重ねてはいけません。



恵那市公式キャラクター
エーナ



恵那市公式
キャラクター
エーナ



* 図形の変形

縦横の等比率を変更してはいけません。

頭を傾けたり、パーツを切り離したりしてはいけません。

帽子をかぶせる、手に物を持たせるなど、他の図形を重ねてはいけません。

特定の商品や企業を薦めるような表現をしてはいけません。



* これらは一例で、エーナのイメージを損なうものや公序良俗に反するデザインでの使用はできません。

* 必ず、恵那市から支給されたデータを使用してください。

○使用できるデザイン



01 正面



05 美味しい



09 驚き



02 白黒



06 悲しい



10 歩く



03 後ろ



07 背伸び



11 歩き横



04 ジャンプ



08 挨拶



12 おはよう



16 おめでとう！



20 ごめんネ



13 GOOD NIGHT



17 ありがとうなんだナ



21 お疲れ様



14 やっとかめ



18 THANK YOU



22 フレーフレー



15 またねなんだナ



19 ごめんなさい



23 行ってきます



24 OK



28 あんじゃない



32 眠い



25 NO



29 かんかない



33 恥ずかしい



26 いいね



30 おなかすいた



34 おいしい



27 やらあ



31 お疲れ様



35 寒い



36 へいへいへい



40 ぱちぱち



44 怒った



37 おじぎ



41 びっくり！



45 すねてる



38 わーい



42 るんるん



46 ショック



39 はてな



43 にやり



47 ぷんぷん



48 悲しい



52



56 栗 2



49 走る



53 いちご 1



57 しいたけ 1



50 ふう



54 いちご 2



58 しいたけ 2



51 じ～



55 栗 1



59 柚子 1



60 柚子 2



64 トマト 2



68 ドライバー (モノクロ)



61 米 1



65 ラリーカー



69 ラリーパネル



62 米 2



66 ドライバー



70 銀河鉄道 1



63 トマト 1



67 ラリーカー (モノクロ)



71 銀河鉄道 2



72 銀河鉄道 3



76 アウトドア 2



80 甲冑



73 銀河鉄道 4



77 アウトドア 3



81 騎馬



74 100 周年記念



78 アウトドア 4



82 旅行



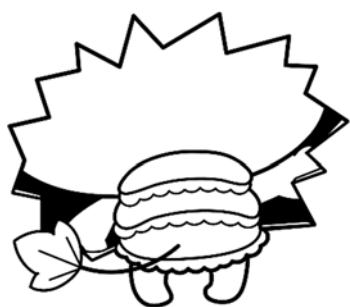
75 アウトドア 1



79 職場体験



83 飛び出し 前



84 飛び出し 後ろ



88 チェーンソー



92 野球



85 読書



89 まとい



93 歌舞伎



86 読書 (モノクロ)



90 浴衣



94 サンタ 1



87 植樹



91 川遊び



95 サンタ 2



96 ハロウィン1



97 ハロウィン2



98 五平餅



99 発明家

問合せ先・提出先

恵那市商工観光部観光交流課

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

Tel : 0573-26-2111 / Fax 0573-26-2861



恵那市商工観光部観光交流課 作成